

お知らせ

今月は
介護保険料(普通徴収分)の納期です
 問総合政策部 税務課 ☎(57) 4 1 2 2

介護保険制度は、介護が必要になったときに安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支え合う制度です。その費用の一部は、40歳以上の方に納め

段階	対象者	算定基準	年間保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者および本人年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.45	28,620円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	47,700円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額 ×0.75	47,700円
第4段階	世帯課税かつ本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	57,240円
第5段階	世帯課税かつ本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	63,600円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	76,320円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.30	82,680円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.50	95,400円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人	基準額 ×1.70	108,120円

ていただく保険料でまかなわれています。40歳から64歳の方は、加入している健康保険の中で「介護分」として納めていただき、65歳以上の方は町に直接納めていただくこととなります。年金を受給されている方の介護保険料は、年金の受給額によつて納め方が法律で決められているため、個人で納め方を選

ぶことができませんので、ご了承ください。

◎納付書または口座振替で納める方(普通徴収)

次の理由により、特別徴収(年金から天引き)以外の方が対象です。

- ①老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金の受給額が年額18万円未満
- ②年度の途中で65歳になった方
- ③年度の途中で野木町に転入した方など

※特別徴収の10月以降の本徴収額は、8月下旬頃送付予定の「介護保険料特別徴収開始通知書」でご確認いただけます。

◎保険料の段階

平成28年度の介護保険料は、所得などに応じて、上記表のような段階に分かれます。

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

平成27年中に家屋を新築等により取得された方へ

問栃木県税事務所
 ☎0282(23)3413

平成27年中に家屋を新築、増築および改築により取得された方に対し、7月に不動産取得税が課税されます。

納税通知書がお手元に送付された方は、納期限7月29日(金)までに、最寄りの金融機関または県税事務所窓口にて納税してください。

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

問町民生活部住民課 ☎(57) 4 1 3 7

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、本年7月31日までです。8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口にて提示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に町住民課までご返却ください。